

日本土壌動物学会電子情報管理委員会会則

(2022年6月25日制定)

(目的)

第1条 この会則は、日本土壌動物学会会則（以下「本会会則」という。）第15条第1項第4号並びに第3項の規定に基づき、日本土壌動物学会電子情報管理委員会（以下「本委員会」という。）に必要な事項を定め、もって、本委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 第15条第1項第4号並びに第3項の規定に基づき、本委員会の内容をここに定める。

- 2 ホームページの更新，管理に関わる技術業務を行う。
- 3 メーリングリストの更新，管理に関わる技術業務を行う。
- 4 その他，電子情報に関わる技術業務を行う。
- 5 本委員会への依頼は，事務局および編集委員長・幹事が行う。

(ホームページ)

第3条 日本土壌動物学会ホームページ (<http://soilzoology.jp/>; 以下「ホームページ」という。)の管理についてここに定める。

- 2 ホームページは，編集委員会の下で管理される。
- 3 本委員会は，事務局および編集委員長・幹事からの依頼によって，ホームページの変更を行う。ただし，事務局の承認を得た者は，本委員会に依頼することができる。
- 4 本委員会は，編集委員長の依頼によって，ホームページの閲覧状況を編集委員会にて報告を行う。
- 5 ホームページに掲載する文章および画像などは依頼者が作成する。

(メーリングリスト)

第4条 日本土壌動物学会メーリングリストの管理についてここに定める。

- 2 メーリングリストへの発信は事務局が行う。
- 3 本委員会は，事務局からの依頼によって，メーリングリストへの会員の登録および解除を行う。

(その他)

第5条 本委員会を運営する上で必要な機器については，事務局に依頼することができる。

(細則の改廃)

第6条 この細則の本規定の変更は電子情報管理委員会の議決によるものとする。

附 則 (2022年6月25日)

この細則は，2022年6月25日から施行し，2022年6月25日から適用する。